平成２１年（フ）第１４３９号
大阪市都島区友渕町１－３－12―801
債務者　永江亜紀子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６５０号
大阪府寝屋川市黒原橘町６―10、住民票上の住所大阪府大東市深野５丁目22番３号　野崎スカイハイツ305号
債務者　南口　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７８０号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番２―605号
債務者　三輪　三雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８１３号
大阪市住之江区御崎６丁目９番12号　シティハイツ住之江公園203
債務者　新子奈津子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８１７号
大阪市鶴見区今津中３丁目１番３―607号
債務者　野島　由照
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番27号　ルネ北畠505号
債務者　小笠原　聖
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９３５号
大阪市平野区長吉長原西１丁目３番30―506号
債務者　藤岡　　晋
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９４１号
大阪市北区長柄中３丁目９番７号　ｓｔｕｄｉｏ－Ｉ　305号室
債務者　添島　祐介
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９４７号
大阪市生野区巽北３丁目20番11―1001号
債務者　原田　征明
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２５号
大阪市東住吉区湯里１丁目７番25号
債務者　木村　成子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２６号
大阪市東住吉区針中野４丁目11―13―101、住民票上の住所大阪市東住吉区湯里１丁目７番25号
債務者　木村由美子（旧姓諸見里）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１５２号
大阪市旭区高殿６丁目21番１―315号
債務者　廣澤トミ江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１１号
大阪府門真市東田町24番10―301号
債務者　山下伊都子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１２号
大阪府守口市大久保町１丁目６番10号
債務者　照永　謙悟
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６９０号
大阪市平野区長吉六反５丁目１番39―405号
債務者　北村　茂喜
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７２０号
大阪市旭区高殿４丁目18番５―206号
債務者　長尾　英子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７４４号
大阪府枚方市交北３丁目２番22―108号
債務者　大浦　高通
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７６７号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番28号　ジョイフリー富士103号
債務者　西川　幸宏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部